

高松市・香川町合併協議会会議録
第 1 1 回 会 議

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 (火)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第11回会議

1 日時

平成16年10月26日(火) 午前10時開会・午後0時29分閉会

2 場所

高松商工会議所会館 2階 大ホール

3 出席委員 18人

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 会長 | 増田昌三 | 委員 | 森谷芳子 |
| 副会長 | 岡弘司 | 委員 | 溝淵敬 |
| 委員 | 松本吉弘 | 委員 | 初瀬恭次郎 |
| 委員 | 谷本繁男 | 委員 | 富田道教 |
| 委員 | 御厩武史 | 委員 | 大塚茂樹 |
| 委員 | 北中ヤエ子 | 委員 | 鎌田郁雄 |
| 委員 | 梶村傳 | 委員 | 中原弘 |
| 委員 | 大浦澄子 | 委員 | 長尾光喜 |
| 委員 | 三笠輝彦 | 委員 | 山本宏美 |

4 欠席委員 5人

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 委員 | 井竿辰夫 | 委員 | 千葉規美子 |
| 委員 | 大橋光政 | 委員 | 西川勝秀 |
| 委員 | 井原健雄 | | |

5 出席幹事 5人

| | | | |
|------|------------|----|------|
| 副幹事長 | 松本吉弘(委員兼務) | 幹事 | 横田淳一 |
| 幹事 | 中村榮治 | 幹事 | 妹尾長 |
| 幹事 | 熊野實 | | |

6 幹事会部会委員 30人

| | | | |
|------------------------------|--------------|----------|--------|
| 総務部会長 | 熊野 實 (幹事兼務) | 健康福祉部会委員 | 富田 繁 |
| 総務部会委員 | 小山 正伸 | 健康福祉部会委員 | 豊嶋 政俊 |
| 総務部会委員 | 石垣 佳邦 | 健康福祉部会委員 | 岡本 英彦 |
| 総務部会委員 | 伊藤 憲二 | 健康福祉部会委員 | 鈴野 博 |
| 総務部会委員 企画財政部会委員 | 和田 安富 | 健康福祉部会委員 | 有馬 政昭 |
| 総務部会委員 土木部会委員 都市開発部会委員 | 岡本 政昭 | 健康福祉部会委員 | 菅原 孝士 |
| 企画財政部会長 | 横田 淳一 (幹事兼務) | 健康福祉部会委員 | 小比賀 勝博 |
| 企画財政部会委員 | 岸本 泰三 | 都市開発部会長 | 中西 圀弘 |
| 企画財政部会委員 | 草薙 功三 | 都市開発部会委員 | 氏部 幸男 |
| 企画財政部会委員 | 綾田 保弘 | 土木部会長 | 久米 憲司 |
| 企画財政部会委員 | 須和 建一 | 土木部会委員 | 山下 功 |
| 市民部会長 | 氏部 隆 | 議会部会長 | 金子 史朗 |
| 市民部会委員 | 間島 康博 | 議会部会委員 | 宮本 弘 |
| 健康福祉部会長 | 岡内 須美子 | 議会部会委員 | 川原 譲二 |
| 健康福祉部会委員 | 藤田 孝 | 議会部会委員 | 柏 敏城 |

7 事務局

| | | | |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 事務局長 | 林 昇 | 総務班 兼調整班 | 森 田 大 介 |
| 事務局次長 | 加 藤 昭 彦 | 調整班長 | 清 谷 文 孝 |
| 事務局次長 (計画班長事務取扱) | 福 井 隆 | 調整班 兼計画班 | 林 田 競 一 |
| 総務班長 兼調整班兼計画班 | 澤 田 敏 男 | 計画班 | 山 上 龍 二 |
| 総務班 兼調整班 | 安 西 正 門 | 調整班 兼計画班 | 片 山 智 規 |

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 17 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 18 号 電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 19 号 病院事業（協定項目第 24 - 12 号）について
（第 10 回会議提案：継続協議）
- 協議第 20 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
- 協議第 21 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い
（協定項目第 7 号）について
- 協議第 22 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 22 号）について
- 協議第 23 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 23 号）について
- 協議第 24 号 広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）について
- 協議第 25 号 交通関係事業（協定項目第 24 - 17 号）について
- 協議第 26 号 その他の事業（外部監査制度）
（協定項目第 24 - 24 号）について
- 協議第 27 号 その他の事業（水問題対策）
（協定項目第 24 - 24 号）について
- 協議第 28 号 建設計画（協定項目第 25 号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第11回会議を開会いたします。

皆様方には、何かとお忙しい中、また、お足元の悪い中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

また、ただいま事務局から説明がありましたとおり、さきの台風の影響により急遽日程を変更した関係で、資料等について御不便をおかけし、また、委員の方も何人かの欠席の方がおられますけれど、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、鎌田郁雄委員さんと御厩武史委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項ですが、初めに、協議第17号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてを議題といたします。

なお、協議第17号から協議第19号までの3件については、前回第10回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第17号について提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第17号地方税の取扱いについて提案内容を御説明をいたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

地方税の取扱いでございます。

提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分にございますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1香川町に係る法人市・町民

税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2香川町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号については、企画財政部会から補足説明の申し出がありますので、お願いいたします。

草薙企画財政部会委員 おはようございます。高松市税務長の草薙でございます。よろしく願いいたします。

ただいま御説明申し上げました地方税の取扱いのうち、事業所税につきまして補足説明をさせていただきます。

前回の協議会で、初瀬委員さんの方から、事業所税につきまして幾つかの御質問をいただきました。その中で1点、説明が十分でない点がございましたので、改めて御説明させていただきますと存じます。

建物が賃貸の場合の事業所税の扱いでございます。

貸事務所でありますとか、貸ビルなどの場合でございますが、貸している側は特別の場合を除いては、課税はされません。反対に借りている側でございますが、借りている事務所部分も含めまして1,000平米を超える面積があれば課税される、そういう内容でございます。

また、事業所税の扱いにつきましては、課税表示の特例でありますとか、事業所用の家屋を貸し付けた場合の申告義務など、非常に細かな規定が多く設けられております。前回、

初瀬委員さんの方から事前に事業者の方に周知すべきという御意見も賜っておりますので、今後、課税の詳細につきましては、関係事業者に対しまして、十分にリーフレットなどを活用して周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（増田会長） それでは、ただいま説明のありました協議第17号について御質問、御意見等承りたいと存じます。どうぞお願ひします。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。どうも先ほどは、ありがとうございました。

実は、私、先日、今言っていたいただきましたように、いろいろ御質問をさせていただいたんですが、1平米600円の課税と、1,000平米以上の建物についてはというようなことで、香川町内の1,000平米以上の事業所は何か所あるか調査をいたしました。

香川町で、今、これに該当する事業所は53か所ありまして、これは、もちろん高松市に事業税がかかろうとする1,000平米以上の事業所で、香川町に1,000平米以下の出先がある銀行とかスーパーを除いてでございますが、53か所ありまして、課税額は約1億円以上に、香川町で、事業所税でなるわけでございます。

先日、私どもの、この合併特別委員会におきまして、この項を審議いたしました。

課税先に対しまして、先ほど税務長さんから十分に周知徹底するというような御説明をいただきましたが、なお、ここで、この課税先に対してはよく御周知いただくよう、なお、念のためお願ひをいたしておきます。

それと、はなはだ恐縮なんでしょうけれども、その折、会長さんが、市長さんとしてのお立場であろうかと思うんですが、香川町の事業者に、新たに事業所税が課税されても、水道料金は高松が安いので、水道利用料と事業所税で均衡がとれるので、メリット、デメリットを十分把握してほしい、というような御発言をいただいたかと思うんですが、私、この水道料金について調査をいたしましたところ、1か月の水道使用料で50ミリ口径の使用者で使用量1,000トンの場合、高松市の水道料金を適用すると、香川町より、大口使用者の1,000トン以上の使用者は、9万4,610円のアップになるわけでございます。そしてまた、13ミリ、いわゆる小口需要者、口径の使用者につきましては、約半数の家庭で月平均、香川町で136円下がります。残りの家庭は平均1,164円のアップになるわけございまして、平均して、香川町が高松市水

道料金で適用しますと464円上がるようになるわけですが、この点につきまして、なお、きょう、水道局長さんが御出席でしたら御返答いただきたいと思いますが……。

草薙企画財政部会委員 事業所税につきましての周知でございますが、香川町内の対象事業所を把握いただきまして、本当にありがとうございます。十分に周知してまいりたいというふうに考えております。

議長（増田会長） 今、初瀬委員のさんの方から水道料のことを聞かれましたので、またそれについては、どういうあれにしますか。

きょうは恐らく、そういう案件のために出席がないと思いますので、水道料について、もう少し詳しい比較表を次回に出させてもらうようにしますが、私が前回、申し上げたのは、個別に一つずつとってメリット、デメリットと言われると困るという例として上げたんでございまして、水道も確かに企業によって、使用水量によって、確かに、おっしゃったようなことはあると思いますし、いろんな場合があるんですね。

商業者の場合、農業者の場合、それからサラリーマンの場合、低所得者の場合、それぞれメリット、デメリットがあるし、それが同じ立場でないんですね。そういう立場、二つの立場、三つの立場を持つ方もおるから、それは、もう一つずつ、そういうことを言われると切りがないということを私は言ったわけでして、低所得者にとって、非常にメリットがある、あるいは子供さんのある家庭にとっては、非常にメリットがある方がある、あるいはまた、全然メリットのない方もある場合があると思います。

今おっしゃったように、そういうことを全部比較して、しかも、それが町全体としてどうかということで比較していただく以外、私はないと思ってるんで、そういう意味で言ってるんで、個別で、これがあるからつまらん、これがよくない、だから合併反対というふうに、すぐ短絡してくることに對して、私は非常にもう、これまでもその都度、こういう意見を言わせてもらっておるといふ、そういうことでございまして、水道料についても、確かに、単に全く高松市の方が有利やというふうにも思っておりません。使用水量によっても違うし、ですから、それはどういうところで比較するのが一番いいのかわかりませんが、個人と事業所とでも全く違いますし、うちであれば、公衆浴場であれば、それはまた全然安くしておるとか、いろいろありますけれども、そういうことで必要ということでありまして、水道料については、もう少し詳しい比較資料を事務局の方でまた出してもらうようにしときましょう。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

初瀬委員 今、会長さんから合併反対やから、賛成やからいうて、こういうことを言いよるわけでないんでございまして、私も、この第1回から発言させていただいておりますけど、決して反対を前提にして物を言った覚えは、高松の委員さん方もよく御承知おきいただけるかと思えますけれども、決して、私も前向きに取り組んでおるわけでございます。

ただ、水道料金について、私は全体的なことをおっしゃらずに、会長さんが水道料金についてのことで云々とおっしゃいましたので、ちょっと調査させていただいたわけございまして、それは全体の均衡を見ますと、それはメリット、デメリットそれぞれ、いろいろあるかと思えますので、決して、その揚げ足を取ったわけでないんで、私が調査したら水道料金はこうでしたというようなことで、まあ、この件についてもいろいろ、きょうもほとんど傍聴者はわずかでございますけれども、香川町の住民の方がお見えになっておるようにお見受けするんでございますけれども、この協議会の行方ということは、香川町民はほんまに真剣に見守っておるわけございまして、私どもも慎重に、正確に発言をしていきたいと、このように思っておるわけでございます。どうぞ、その点、誤解のないようをお願いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに、この件について御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第17号についてお諮りをいたします。

協議第17号について原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第17号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第18号電算システム事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の8ページをお開き願います。

協議第18号電算システム事業についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の

電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

なお、調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第18号についてお諮りいたします。

協議第18号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第18号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第19号病院事業（協定項目第24 - 12号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の11ページをお開き願います。

協議第19号病院事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で説明いたしましたので、本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。これは前回、高松市に「引き継ぎ存続するものとする。」ということで、私どもの香川町の方から強力にお願いを申し上げたわけでございますけど、その後、第11回会議附属資料、建設計画の資料を見せていただきまして、28ページの2の一番最初でございますけれども、医療体制の充実というところでございますが、ここに香川病院のあり方について詳しくお書きいただいております。そこに「引き継ぎ存続・開設し」云々と、このようにありますので、私は、これをいわゆる十分尊重して、この、今の協定項目で、私個人は、これで結構かと、このように思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。この点につきまして個人的にはそういった、初瀬委員の方から発言があったようなことが考えられるわけですが、ただ、香川町の議会の中でも、先般大変ここは問題になった箇所でもありまして、建設計画の中身がまだ議会には示されておられません。したがって、きょう説明を受けるはずのその建設計画案について、これを議会にも報告し、その上での再度の審議をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） この件について、ほかに御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

梶村委員 大塚さんの御意見で、前回の協議会のときにも強い御要望があったり、御意見があったりしたので、私も、ちょっと気にはかかっておったんですが、今、初瀬委員さんの方からも個人的な意見ということで、建設計画との、この整合性の問題で了解、了とするという御意見いただいて、ほっとしておるんですが、もともと、やっぱり、この種の協議は、合併時の状態をどうするかということを経験する場なんで、それから、さらに将来にわたって、当日、井原先生の方からも、病院事業のあり方についてのコメントもありましたが、いずれにしても、今後の将来の病院事業のあり方等につきましては、合併後に、やっぱりこの建設計画に基づいて検討されるべきであって、また、それが行政の責任でもあると思っております。

高松市でも、香川町と同じように市民病院のあり方につきまして、非常に長い期間をかけて、しかも今後、将来を見据えた市民病院のあり方について検討していこうという段階ですので、そのところは、ぜひ、ひとつ御了解をいただいて、私はもうこれで、きょう

のところは協議を調べておった方がよろしいのではないかと思います。ぜひそれでまとめていただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。先ほどから初瀬委員のお話、それから、うちの合併特別委員会の委員長のお話もございましたですけども、町議会の中の合併特別委員会では、この件につきましては引き続き存続を強調したような状況で今のところおります。

そういうことで、今回の建設計画で述べられているこの件で、議会で了解を得るということになると思いますので、その点、御了解を得られたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それでは、大方の御意見は現在の原案でということのようでございますが、そういうふうに理解させていただき、協議第19号についてお諮りをさせていただきます。

協議第19号について原案のとおり確認することに御異議ありませんか……。

大塚委員 現況では、こういったことも個人的には判断できるんですけども、私どもの議会の場合、先ほど申したような、今までの協議事項については合併の特別委員会、あるいは議会の中での了解を求めて協議を進めていくということになっておりますので、その点は御理解をいただけたらと思います。

この件が、そういうことで1回延びたからといって、全体が延びるものでは、私は決してないと思いますので、できれば、そういうお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 私も趣旨的には十分御理解できるんでございますが、うちの議会の方で、やはり二文字、「存続」の二文字というのは、どうしてももう一遍要望してもらえんかという意見が、この間の合併特別委員会で多々寄せられたわけなんです。

再度持ち帰って、そのあたりも建設計画、きょう説明あると思いますので、そのあたりも私どもも再度検討いたしますけれども、できましたら、高松市さんとしても、再度、もう一度存続の文字が入られるか、入れられんか、もう一度御検討いただけたらありがたいと思います。

議長（増田会長） 香川町の議会の方でもそういう御意見のようでありましたら、その点については、全く私どももこだわるところはございませんので、まだ意思集約するには

時期尚早というふうに判断し、改めて次回の会議に、せっかく初瀬さんの御意見いただきましたけれども、次回会議で改めて意思集約を図るということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に参りたいと存じます。

次に、協議第20号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）についてを議題といたします。

なお、協議第20号から協議第27号につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第12回会議で改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第20号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の14ページをお開き願います。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、地域審議会を設置するとともに、次の協議事項で提案いたしております議員の定数及び任期につきまして、合併特例法に認められている特例措置を活用し、複合的な仕組みを整備することによりまして、合併後における香川町地域のまちづくりなどに関し、地域住民の意見が直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

それでは、次の15ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載いたしております。

この別紙につきましては、合併協定書におきましても、先ほどの提案内容とともに掲載されるものでございます。

それでは、この協議の要点を説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、設置について述べておりまして、合併特例法の規定に基

づき、合併前の香川町の区域に地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置の期間、設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、合併の日から平成28年3月31日までといたしております。

次に、第3条は、地域審議会の所掌事務について定めておりまして、地域審議会は設置区域に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申し、または意見を述べるものとされております。

まず第1点目といたしまして、高松市と香川町の合併に関する建設計画の執行状況に関すること、2点目といたしまして、高松市と香川町の合併に関する建設計画の変更に関すること、3点目といたしまして、香川町地域のまちづくりに関すること、4点目として、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は、組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は委員15人以内で組織することといたしております。また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有するもので、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条は、委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は、2年とすることといたしております。また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなったときは委員を辞したものとすることといたしております。

次に、第6条の会長及び副会長につきましては、委員の互選により選任することといたしております。

次に16ページ、次の16ページの第7条、会議でございますが、まず第1項で、会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集すること、第2項では、委員総数の3分の1以上の委員から会議の開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことを規定いたしております。

次に、第8条の庶務でございますが、この地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は、合併の日から施行することといたしております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域の事例を記載しております。10市のうちで、この地域審議会の取扱いについて協議をされた市は4市でございまして、資料にはそのうち3市の事例を記載いたしております。資料にございますように、大船渡市と新居浜市の2市は地域審議会を設置し、つくば市では協議の結果、設置しないことといたしております。

次に、18ページでございますが、18ページには、現在、協議が進められております中核市の事例を記載いたしております。資料には秋田市など5市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回、提案した内容とほぼ同じ内容となっております。

以上で協議第20号地域審議会の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号について、御質問、御意見等を承りたいと存じます。どうぞお願いします。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田です。前回、私、その他のところで地域総合事務所のことについてお尋ねをしておったんですけれども、私は考えてみるに、香川郡3町については、この高松市と香川町の合併に関する建設計画の執行状況、あるいは建設計画の変更というようなことが、この地域審議会にうたわれております。ということから、香川郡3町は非常に関連がございます。そういう意味から、地域総合事務所をこの審議会の上部団体のような形で設置することが、私はええんでなかるうかというような気持ちがあって、この前も、ちょっと質問を申し上げて、当局側は、この地域総合事務所の先進地の状況等がわかれば知らせてほしいというようなことを私質問したんですけれども、これとの関連について何かいい案がございましたら、私はそういうふうな方向でぜひ進めてもらいたいなあという気持ちがあるもんですから。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をさせていただきます。

今、御意見がありましたように、前回の会議で地域総合事務所のことについて御意見がありました。

これについては組織機構の話になります。具体的には、じゃあ、どうなるのかといえますと、今の現在の香川町役場をどうするかという扱いの中で協議が行われるべきものでございます。一般的には支所にするかどうかということについての協議ということでございます。

まして、これについては合併協定項目としては別の事務の組織及び機構の取扱いということで協議が行われます。

ただいま御意見いただきましたのは、今回、提案をいたしております地域審議会の設置について、関連して総合事務所的なものを、その地域に設けるべきではないかと、香川郡3町を合わせた形での設置の考え方でございますけれども、地域審議会と申しますのは、例えば支所ができますと、支所において仕事をしていく、あるいは高松市全体として仕事をしていく、香川町地域のまちづくりをやっていく、そういうことについて建設計画がどのように執行されているのかということを確認して、第三者の立場でチェックして、それについて意見を述べる機会が地域審議会でございます。それを具体的に実行するのは役所の組織機構でありまして、その組織機構の中に、今、言われる地域総合事務所というものを置くのか、あるいは支所を置くのか、そのようなことになるかというふうに考えております。

これについては、もう一つ説明させていただきますと、地域審議会というものは、合併協議の対象市町それぞれ個別に置くことが大原則となっております、他の町とあわせて設置することはできないというございますので、これは個別の設置ということになります。

そういう地域審議会が複数できた、その上部の団体と申しますか、組織として位置づけることについて御意見もありましたけれども、先ほど申し上げましたように、地域審議会には意見を述べる組織、審議会という附属機関でございます、総合事務所というのは行政執行機関ということでございますので、ちょっとその取り扱いを一緒にするということができないのではないかなというふうに考えております。

なお、補足いたしますと、現在の高松市の状況を言いますと、支所、出張所という形で、1支所21出張所というような形で現在の各地域の行政サービスを行っておるということでございます。

それについて、香川郡3町全体をまとめたような事務所のようなものをつくるべきでないかということについては、議論として十分承知をいたしておりますし、将来の高松市全体の地域行政サービスのあり方、あるいは、その支所、出張所を含めた行政サービスの拠点のあり方については検討課題であるということはお聞きいたしておりますけれども、現在のところ、それについて意思集約をしていける状況にはないということで理解をいたしております。

そのようなことも含めて、冒頭に戻りますけれども、地域審議会の組織は附属機関という組織でありまして、地域総合事務所は行政執行機関という組織でありますので、その違

いがあるということをひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。この審議会の設置というのは、まことに結構かと思うんですが、今、これ朗読説明いただいた中で、地域審議会で審議して、果たして答申した場合、それが、どれくらい尊重されるかどうか。また議会で、市議会で否決されたら、何ばいい答申をしても、もうそれまでというようなことで、私ども、そこを、まあ、ちょっと先長い話でございますけれども、そういうようなことの心配もいたしておるわけでございますけれども、今、ここで、これをもう議論しても、ちょっと何だろうと思いますんで、その点、地域審議会の答申については、これは何も、十分尊重していくというような文言は、はまっておらないわけございまして、その点、十分配慮していただくということの要望をして、終わりたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

中原委員 香川町の中原です。地域審議会の取扱いということについて、合併の特例法に基づいて設置するようなことになるかということですが、香川町が合併をしたときに、まちづくりがどうなるかということについては、香川町住民は非常に大きな関心を寄せております。また、その反面、合併をしたらほっとかれて、非常に活気がなくなるんでないかという不安も正直なところ、あるわけです。

そういう中で、この地域審議会の性格というものを見させていただきますと、10年間の時限立法であり、市長さんの諮問機関ということで、まちづくりについての意見、答申、具申、そういうものを申し上げる機関であると。これが10年間の時限立法ということですが、このプランの裏に10年間の財政計画が示されております。それで、私もちょっと、この案ですけども、非常によくできて内容になっているように思うんですが、この膨大な内容を10年間のこの財政計画で、果たしてできるんかどうかということに一抹の不安を感じておるものです。

そして、今後、これに肉づけしていく。これは骨であって、例えば小・中学校の施設の整備にしてみても、具体的には耐震設計とか耐震構造とか、いろんなものを言っております。

すが、これ一つにしても、5年や6年でできるようなものでないんで、10年間ということに一つの抵抗をやっぱり感じるんです。

香川町のまちづくりを進めるために、本当にこれが機能していくためには、この計画が、一応終了する段階で終わるといような期間設定を考えてもらえんたろうかということで、先進事例をずっと見せてもらったんですが、別紙のとおり、別紙のとおりというんで、そういう具体的な面が示されていないんですが、その辺ちょっと御指導いただければありがたいなと思うんです。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御意見について説明をさせていただきます。

まず、期間の問題でございますけれども、合併特例法の規定の趣旨を踏まえまして、その地域のまちづくりについて第三者機関として意見を述べる機会、組織を設けるということでございます。

ということは、その地域のまちづくりというものが、どうなのかということでございますが、それについては、ただいま御指摘いただきましたように、後ほど提案をいたします建設計画、これがまちづくりの考え方でございまして、香川町地域のまちづくりの考え方について、合併特例法の規定等に基づきまして10年間の建設計画をまとめておるものがございます。

したがいまして、この建設計画の期間は、第三者機関である地域審議会が直接的に意見を言える状態をつくっていただくということで、これを同じ期間ということで設定をしておるものがございます。

一部先進事例としては、地域審議会を5年とか短い期間に設定しているところもございますが、この高松市と香川町の合併協議会においては、それは同じ10年間とすべきではないかという考え方のもとで提案をいたしておるものがございます。

それから、合併というものをちょっと説明させていただきますと、異なる自治体が一つになるわけでございますので、基本的には一つの自治体として一体的なまちづくり、そういうものが究極の目的でございますので、20年、30年、40年と長い間、それが別々の地域であるということについては、合併ということとちょっと相反するということになりますので、その10年間のまちづくりを進めることによって高松市全体の一体性というものを確保する中で、その後については総合的なまちづくりをしていくと、それまでの経

過期間ということをして10年間ということに設けておるところでございますので、その期間については必ず意見が言える地域審議会というものを置く、それから住民の代表である議員が発言をできる機会を設ける、そのような形で設定をすべきではないかということで、今回、提案をいたしておるものでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松の学経委員の鎌田です。この地域審議会っていうのは、この合併特例法の中でも初めて出てくる言葉でございます、要するに、合併後のそれぞれの、今までの既存の市町の独自性を発揮する非常に重要な位置づけなんです、したがって、それに対して答申した場合の尊重文言を入れてくれないとか、それから10年で消えてしまうのかとかという香川町議員さんの、あれはよくわかりますし、それはもうあくまでも、こんな特例法に定めてあるからつくらないかならうという問題じゃなくて、やはり合併後のそれぞれの地域の特色、例えば商工会を存続させるのかとか、まちづくりの予算が回るのかとか、そういうあれを継続的に審議する機関として、本来ならば町会とか自治会のもうちょっと上に位置する積極的な意義づけが欲しいところでありまして、やはり、これは先進地域なんかどうでもいいから、高松市として地域審議会の尊重義務というか、そういう文言はやっぱり一言入れていただくと、これは日本でも、かなり先進的な事例として、ほかでもまねされるようになるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（増田会長） 非常に貴重な御意見でして、これも検討に値すると思いますが、どうでしょうか。

事務局長 ただいまの御意見でございます。

まず、地域審議会というものは、建設計画をつくっただけでは本当に執行できるかどうか心配であるというようなこともありますので、この地域審議会という附属機関を設置をして、それについて正式に意見を述べて、あるいは市長の諮問に応じて答申をするという組織として位置づけるものでございます。

この地域審議会というものは、これまで高松市も香川町も設置をいたしております附属機関の一つでございます、それは首長さんがそういう第三者の審議会という組織に対して法律に基づいて意見を求める、で、その答申を求める、ということによって行政の円滑かつ適正な執行を行っていくという、法律に基づいた組織でございますので、それは最大限に尊重されるべきということは基本的なことでございます、それを文言に表記する

ということ以上に、それは大前提としてあるということでございます。

高松市も香川町も設置しております各種の審議会においても、そのような改めての確認文章というものは表現はされておらない、それは大前提としてあるということでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第20号については、改めて次回会議で質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の19ページをお開き願いたいと存じます。

協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

提案内容の趣旨は、合併特例法における、いわゆる定数特例を編入合併の場合の最大限2回適用しようとするものでございます。

それでは、次の20ページをお開き願いたいと存じます。

20ページの議会の議員の定数及び任期の取扱いでございますが、編入合併の場合には、議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、20ページの図で示しておりますとおり五つのパターンが考えられるものでございます。

まず、パターンの は地方自治法による原則でございます。

次に、パターンの の定数特例でございますが、これは編入される町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合の議員の任期は編入する高松市の議員の残任期間となります。

次に、パターンの は、ただいまの定数特例を合併後に行われる一般選挙まで、合わせて2回の定数特例を採用するというものでございます。

次に、パターンAの在任特例でございますが、編入される町の議員全員が高松市の議員として在任するものでございまして、在任期間は定数特例と同様に高松市の議員の残任期間となるものでございます。

また、パターンBのように、この在任特例に加えまして定数特例を採用して、次の一般選挙で選挙区を設定することもできます。

今回、提案しておりますのは、このうちのパターンCでございまして、合併特例法における定数特例について最大限2回活用するものでございまして、香川町に定数3人の選挙区を設けるものでございます。

次の21ページをごらんいただきたいと思います。

21ページには、平成11年4月1日以降に編入合併した先進地域の事例を紹介しております。資料には10市のうち5市の事例を掲載いたしております。それぞれの市の名前の後には、先ほど説明をいたしました特例のうちで、どのパターンの特例を適用したかを括弧書きで記載をしております。

また、次の22ページでございますが、同じような形で現在協議を進めております中核市の事例を記載しております。

以上、簡単でございますが、協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号について、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言願います。特にございませんか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 ということは、合併特例法の特例を最大限というか、文言どおり利用して合併後、直ちに新市のあれに合わせた、定数に合わせた減とか、議員の減とか、それから選挙とか、そういうことは、やるおつもりはないということですね。

議長（増田会長） 意思集約したわけじゃないので、これから、まだ十分に持ち帰って検討して、次回の会議で意思集約やりますんで、ちょっとまだ。

鎌田委員 こんだけの例があるよという御説明だけですな。

議長（増田会長） はい、そうです、きょうは。

鎌田委員 はい。

議長（増田会長） ほかに。

事務局から。

事務局長 ちょっと事務局から補足しますが、合併特例法の規定を最大限に利用するという事は、ちょっと説明が十分にできなかったかも知れませんが、合併特例法では在任特例を採用する場合があります。それについてはパターン とパターン です。

在任特例というのは、現在の町議会議員全員が高松市議会議員の残任期間務めるというものでございまして、そのようなことは、この情勢からいきまして認められないだろうということで、合併特例法にいう最大限の優遇措置については採用しないという考え方でございまして、その次にあります定数特例、定数特例といえますのは、現在、香川町議会議員は18人ございますが、定数特例を採用しますと、人口等によって計算式がありまして、3人の議員を選出するということになるものでございます。したがって、18人の議員が3人に減少するという定数特例を採用すると。そうしなければ合併後の高松市全体の中で議員が発言する、住民を代表して議会で発言できる議員を確保できるかどうかかわからないという状態が出てくるのでは、それは問題であろうということで、必ず議員が、少なくとも、香川町においては3人は選挙できるという制度を採用すべきではないか、ということで提案をいたしておるものでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長） 特にならぬようございまして、協議第21号につきましては、次回、第12回会議において、改めて質疑及び協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第22号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料23ページをお開き願います。

協議第22号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、まず調整内容につきまして別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

別とじにしております右肩にその1と書いております第11回会議附属資料をごらんいただきたいと存じます。附属資料の19ページでございます。右肩にその1と書いております附属資料の19ページでございます。

よろしいでしょうか。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料でございますが、5項目でございます。

次の20ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、国民健康保険（料・税）の賦課等について御説明を申し上げます。

現況でございますが、両市町におきましては、1の保険料・税の区分と4の税率等において違いがございます。

まず、1の保険料・税の区分でございますが、高松市では保険料として、一方、香川町では保険税として賦課しておりまして、根拠法令等が異なっているものでございます。

また、4の税率等につきましては、課税限度額は同じですが、所得割などの税・料の率において市町間で違いがございます。

続きまして、21ページをお開き願いたいと存じます。

7の減免制度でございますが、取扱基準の定めに違いがございますが、両市町ともに同様の減免制度を設けております。

次に、8の徴収方法等でございますが、高松市では保険料を滞納している世帯について、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納いたしておりますが、香川町では職員が直接臨戸訪問を行い、徴収困難なものにつきましては、木田香川滞納整理組合に委託をして徴収をいたしております。

以上が両市町の現況でございます。

恐れ入りますが、20ページにお戻り願いたいと存じます。

ただいま御説明いたしました現況を踏まえた問題点、課題でございますが、ページ右上の枠の中に記載のとおり、保険税と料の違いによりまして根拠法令等が異なること。税率等が異なること。徴収方法が異なること、の3点が挙げられております。

これらの対応策でございますが、その下に記載のとおり、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。香川町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引き継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）の率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする、といたしております。

また、調整案でございますが、その下にございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりと

する。」としたところでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

22ページは国民健康保険の健康推進事業でございます。

現況でございますが、高松市では国民健康保険に1年以上継続加入し、かつ保険料を完納している満40歳以上の被保険者に対し、人間ドックと脳ドックの助成を行っております。一方、香川町では、現在のところ助成制度はございません。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、ページ右下にございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

23ページは出産育児一時金でございます。

現況でございますが、資料に記載のとおり、両市町とも同じ内容でございます。このようなことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の24ページをごらんいただきたいと存じます。

葬祭費でございます。

この葬祭費につきましては、2の給付額につきまして、高松市では1件あたり5万円、香川町では3万円と違いがございます。また、5の支給期日にも若干の違いがございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

高額療養費貸付制度でございます。

高松市では国保料を完納していることなどの要件を満たす被保険者に対し、高額療養費相当額の9割を無利子で貸し付ける制度を設けております。

一方、香川町では同様の制度はございませんことから、調整案といたしましては、ページ右下にございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料の23ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどでございますように、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

なお、次の24ページと25ページには、これまで同様に、既に編入合併いたしました市及び中核市の事例を記載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第22号国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第22号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第23号介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料26ページをお開き願います。

26ページ、協議第23号介護保険事業の取扱いについてでございます。

この案件につきましても、提案内容の説明の前に調整内容を先に附属資料で御説明をさせていただきます。

先ほどの附属資料の26ページをお開き願います。附属資料26ページでございます。

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料でございますが、6項目でございます。

次の27ページをお開き願います。

まず初めに、運営主体等について御説明申し上げます。

1の運営主体でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び香川町がそれぞれ保険者として運営をいたしております。被保険者数は平成16年4月1日現在で、高松市では6万5,319

人、また介護認定者数は1万1,721人でございます。一方、香川町の被保険者数は4,418人、介護認定者数は855人でございます。

次に、2の介護保険事業計画でございますが、市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期とした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととなっております。現在、平成19年度までの第2期の計画期間中でありまして、来年度に見直しを行うこととなっております。これは高松市、香川町とも同様でございます。

次に、3の介護保険事業財政調整基金でございますが、平成16年3月31日現在で、高松市が11億2,857万9,000円、香川町が4,000万8,000円でございます。

次に、4の香川県財政安定化基金拠出金等でございますが、両市町とも香川県が設置しております香川県財政安定化基金に保険給付額をもとに資金を拠出をいたしております。また、保険財政の不足が見込まれる場合、この香川県財政安定化基金から借入れをすることができとなっておりますが、現在、両市町とも借入れはございません。

両市町の運営主体等についての現況は以上でございますが、調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の28ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険料の賦課・徴収について御説明を申し上げます。

現況でございますが、1の保険料と4の滞納保険料の徴収方法等におきまして市町間で違いがございます。

まず、1の保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、資料にございますとおり、高松市は被保険者本人が市民税非課税者の第3段階4万400円を基準に6段階を設定しております。香川町は同じく第3段階3万6,000円を基準に5段階を設定しておりまして、保険料の段階と保険料額及び乗率が異なっております。

次に、4の滞納保険料の徴収方法等でございますが、高松市では収納率向上のため、職員以外に介護保険推進員を雇用いたしまして、保険料滞納世帯を戸別訪問して収納に努めております。香川町ではそのような対応はとっておりません。

なお、第1号被保険者の保険料につきましては、運営主体である市町が定める平成18年度から5年度間の第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっているも

のでございます。

これらの相違点を踏まえる対応策でございますが、ページ右側の中ほどでございますように、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとするとし、調整案といたしましては、その下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。」としたところでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

介護保険給付事業でございます。

現況でございますが、3の給付費の通知におきまして市町間で違いがございます。

高松市では介護サービスの適正化及び不正請求の防止を図る観点から、サービスの利用者サービス事業者名、サービスの種類、自己負担額等を記載した利用の明細書を年3回送付いたしておりますが、香川町でも平成17年1月から高松市と同様の内容で実施を予定をいたしております。

現況は以上でございますが、調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

利用者負担軽減事業でございます。

現況でございますが、現況のうち2の社会福祉法人減免に対する助成のうち、所得要件に市町間で違いがございます。

高松市ではサービス利用者の年間所得を60万円以下といたしておりますが、香川町では所得要件が年間所得42万円以下となっているものでございます。

次に、3の離島での介護サービス提供事業者の助成でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

このように、社会福祉法人減免に対する助成の所得要件に違いがございますが、サービス利用者の利便向上を図る観点から、調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

介護認定調査事業等でございます。

まず、1の介護認定調査（直営）及び2の介護認定調査（委託）でございますが、高松市では原則として新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、更新申請分等については、市内の老人介護支援センターや老人保健施設などに委託し認定調査を実施いたしております。

一方、香川町でございますが、施設入所者分の認定調査を直営で実施するとともに、原則として、在宅分につきましては町内の老人介護支援センターに委託し認定調査を実施しているものでございます。

次に、3の介護認定審査会でございますが、高松市と香川町は、1市10町で構成いたします高松地区広域市町村圏振興事務組合により審査会を運営いたしております。

このように認定調査に違いがございますが、調整案といたしましては、ページ右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

介護サービス事業所運営事業についてでございます。

まず、1の居宅介護支援事業所でございますが、高松市では香川県の指定を受けた民間事業者が実施しているのに対し、香川町では香川町保健福祉総合センターにおいて直営で運営いたしております。

次に、2の訪問看護事業所でございますが、高松市では居宅介護支援事業所と同じく、県の指定を受けた民間事業者が実施しているのに対しまして、香川町では香川町保健福祉総合センターにおいて直営で運営をいたしております。

以上の問題点、課題を踏まえた調整案でございますが、ページ右下に記載のとおり、「香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料26ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合

併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続するものとする。」としたところでございます。

なお、次の27ページ及び28ページには先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第23号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第23号について、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

はい、どうぞ。

鎌田委員 全く興味というか、基本的な資料として伺いたいんですが、やはり地方自治体のいわゆる徴税というか、徴収能力の問題点が、このごろ浮き彫りになっておりまして、先ほどの国民健康保険、今回の介護保険、それぞれ徴収制度が、高松の場合は専門何とかに委託してる。香川町の場合は職員さんが直接徴収してる。それぞれのいわゆる滞納額っていうのは、もう突き合わせておられますか。結局、大都市の匿名性のある方が集めにくいのか、それとも地域の知り合いの職員さんが集めに来る方が集めにくいのか、その辺のちょっとあれを、データを聞いておきたいんですけど。

議長（増田会長） お答えいたします。事務局から。

事務局長 その点については部会の方から説明をお願いします。

岡本健康福祉部会委員 高松市の介護保険課の岡本でございます。国民健康保険はちょっと今わからないんですけど、介護保険の場合は80%、約8割の方が年金から天引きという制度になっております。これは全国一緒でございます、香川町さんもほぼ同じです。

それで、あとの2割弱の方について、年金から徴収できないものがあります。例えば障害年金であるとか遺族年金とかいうのは、ちょっと制度上、年金から徴収ができませんので、その場合は普通徴収といいまして、令書を直接、被保険者の方にお送りさせていただくということになっております。

それで、高松市の場合は、今のところ98%を超える収納率、両方ですね、8割は100%できておりますので、98%を超える収納率となっております。ただ、ちょっと香川町さんの方については、今のところデータがございませんが、どういたしましょうか。

鎌田委員 国保はわかりにならない。

岡本健康福祉部会委員 済みません、国保の職員、ちょっともう退席いたしましたので。

有馬健康福祉部会委員 香川町の収納率でございますけれども、ちょっと今、手元にデータがございませんが、98%以上では間違いありません。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第23号についても、次回、第12回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第24号広聴広報事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料29ページをお開き願います。

協議第24号広聴広報事業についてでございます。

この案件につきましても、調整内容を先に附属資料で御説明をさせていただきます。

先ほどの附属資料の33ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料33ページでございまして、「広聴広報事業について」に関する資料でございます。5項目でございます。

次の34ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、市（町）民相談事業でございます。

現況でございますが、高松市におきましては、本庁舎1階の市民相談コーナーにおきまして市政相談、一般相談のほか、人権法律相談を初めとする14種類の専門相談を実施いたしております。また、下の欄外に記載しておりますように、各担当部署におきまして母子、交通事故など、さまざまな相談を行っているところでございます。

一方、香川町におきましても、社会福祉センターや、さわやかセンター等におきまして行政相談を初め5種類の相談事業を実施しているところでございます。

これらの現況を踏まえた問題点、課題でございますが、ページ右上にございますように、相談内容及び開催回数に差異があること、高松市の制度に統一した場合、香川町では、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来すおそれがあることなど、2点挙げられております。

対応策でございますが、その下に記載のとおり、香川町で行っている相談事業については、香川町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。」としたところでございます。

以上が相談事業でございます。

続きまして、35ページをお開き願います。

35ページは広聴事業（その他）でございます。

現況でございますが、ごらんのように高松市では1の電子会議室運営事業、2の市政出前ふれあいトーク、3の市長への提言の3つの広聴事業を実施いたしております。

一方、香川町では、このうちの3の町長への提言事業を実施しているところでございます。

この現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の36ページをごらんいただきたいと存じます。

36ページは広報紙でございます。

両市町の現況でございますが、資料に記載のとおり、4の配布先と6の年度版の作成につきましては、両市町とも同じ内容でございますが、1の発行回数を初め、その他の項目について違いがございます。

これらの問題点、課題でございますが、右上の枠の中に記載しておりますように、発行回数（日）、配布方法に差異がございます。また、合併に伴い必要となる広報事業といたしまして、香川町の住民に対する合併後における各種の手續方法や窓口などの周知が重要となってまいります。

対応策でございますが、その下に記載のとおり、高松市の制度に統一することとし、香川町住民に対する合併後の手續方法等の周知につきましては、高松市の各課の業務内容、連絡先等を冊子にまとめた「くらしのガイドブック」を香川町の全世帯に配布するとしたところでございます。

そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

37ページは視覚障害者等への広報でございます。

資料に記載のとおり、現在のところ、香川町では3のテレホンサービス等の事業を実施いたしておりますが、高松市におきましては1の点字広報、2の声の広報のほか、3のテレホンサービス等では、市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化したテレホンブラウザシステムにより視覚障害者等への広報活動を行っているところでございます。

調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の広報事業でございます。

まず、1のホームページでございますが、資料に記載のとおり、両市町とも掲載内容は異なりますが、それぞれホームページを開設をいたしております。

また、2のメールマガジンと3のケーブルテレビにつきましては、高松市のみで事業でございます。

次に、4の防災行政無線を利用した一般広報でございますが、ハード面である本体の防災行政無線の取り扱いにつきましては、別途、消防防災関係事業という別の合併協定項目の中で協議が行われることになっておりまして、ここでは防災行政無線を利用した一般広報について、その取り扱いを協議するものでございます。これにつきましては、現況は香川町のみで実施しておる事業でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料29ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく広聴広報事業についての提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。」というものでございます。

なお、30ページと31ページには先進地域の事例を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で協議第24号広聴広報事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

鎌田委員 合併当初の姿をこれからやろうというときに、こんな合理化案を言うてもしよがないんですけれども、この相談、町民・市民相談事業ですね、香川町には五つしかない、高松には十幾つもある。香川町に五つしかないということは、高松市に十幾つあるのは、中には、かなりむだなものもあるのではないかと。そこで、香川町さんにはふえりゃいいだろうなんてものじゃなくて、新市の財政も考えて、こんなのは要らないっていうようなあれも、御検討も議会でぜひお願いしたいんですけど。

例えば、この経営相談なんて市に経営相談に行くような人、今いるか……。高松市さんもこれ減らしてくださいね。

議長（増田会長） その点については事務局からお答えします。

専門家がやっとなじゃないですか、これは。商工いないの。相談の方だから広報課長から。

伊藤総務部会委員 広報広聴課の伊藤でございます。よろしくお願いします。

先ほど鎌田委員さんの方から御発言がございましたが、内容を精査しろということだと思えます。

今、例として挙げられました経営相談は年4回ということでございますが、中身につきましては専門的なところもございますので、そういった専門家という形で行っております。

全体的にいろいろな相談を行っておりますが、内容等精査する必要があるもの、そういったことも考慮することは必要ですが、何分、私どもの市民、かなりの方がおりますので、いろいろな問題を抱えております。そういったものに対応するという意味で専門相談、こういった形で取り扱っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（増田会長） 職員がやっとなじゃないんでしょう。

伊藤総務部会委員 はい。

議長（増田会長） 経営診断士か、ちゃんと、そういう専門の人が来てくれてやりよんでしょ。

伊藤総務部会委員 そうですね。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

御意見十分に承りまして、いや、私も、この合併協議会でいろいろ勉強になることが多いんですよ。それで、私どもの方が改めないかなあというところ、結構、黙って聞いておりました参考にしてもらいよるところがありますんで。

ほかにどうぞ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第24号についても、次回、第12回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第25号交通関係事業（協定項目第24-17号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の32ページをお開き願います。

32ページ、協議第25号交通関係事業についてでございます。

交通関係事業につきましても、調整内容を先に附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の39ページをお開き願いたいと存じます。39ページでございます。

「交通関係事業について」に関する資料でございます、ここでは6項目でございます。

次の40ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、交通安全運動について御説明を申し上げます。

現況でございますが、活動内容に若干の差異はございますものの、両市町とも、ほぼ同様な交通安全運動を行っております。なお、高松市では交通安全対策会議を設置いたしておりますが、香川町には該当がございません。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、ページの右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

41ページは交通安全活動でございます。

現況でございますが、2の交通安全教室の開催と3の街頭交通指導の実施主体等及び5の交通指導員の活動につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、内容に若干の違いがございます。また、1の交通安全指導者研修会と4のマナーアップモデル地区事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案でございますが、ページの右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思います。

42ページは交通安全資材の配布でございます。

現況欄に記載のとおり、1の保育所・幼稚園・学校関係資材及び2の街頭補導用資材につきましては、両市町とも各団体に対し資材の配布を行っておりますが、配布物等に若干の違いがございます。

調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

43ページは市・町民交通傷害保障でございます。

現在、両市町ともに交通傷害保険事業を実施いたしておりますが、このうち3の保険期間につきましては、高松市は毎年4月1日から翌年の3月31日まででございますが、香川町は毎年11月1日から翌年の10月31日までとなっております。また、4の保険料と6の保険金に関しても違いがございます。

これら問題点、課題に対する対応策でございますが、ページの右側にございますとおり、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。なお、香川町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと思います。

放置車両等対策でございます。

資料に記載のとおり、現在、高松市では放置自動車対策、放置自転車対策に取り組むとともに、次の45ページに記載しておりますように、放置自転車保管後の再利用事業としてレンタルサイクルシステムや放置自転車の一般販売を実施しているところでございます。

一方、香川町では同様の事業は実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページは生活バス路線維持でございます。

両市町の現況でございますが、高松市では、減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、現在12の路線に対して補助を行っております。

一方、香川町では、廃止になった3路線に対し、住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして、町営バスを運行しているところでございます。

対象路線は、2に記載のとおりでございます。

このような現況を踏まえた対応策及び調整案でございますが、「香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の32ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料32ページでございます。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとする。香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、33ページ、34ページには先進地域の事例を掲載しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で協議第25号交通関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第25号につきまして、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 この交通関係事業のところ、香川町地域における町営バスの運行については、現在のとおりで高松市に引き継ぐものとする」と記載されておるのでございますが、これ、議会でも私、町長さんにも十分お願いしてですね、香川町は御承知のように軌道がな

いわけです。それで、お年寄りもふえておるわ、不便な地域も多いということ。それに、琴電のバスも便数が減ってあるというようなことで、この現行、今、町営バスが運行されとんですけれども、時間帯と運行経路がはなはだ、まあ何と申しますか、お恥ずかしい話ですけど、町民の意に反して空気を運びよるような状態でございますので、11月1日から琴電さんが乗り入れていただいて、仏生山駅から香川町役場を片道10便ぐらい運行していただくというようなお話を賜りまして、私、岡町長さんには、これを機会に、この運行経路を十分見直してほしいというようなことを申し……、今、11月と申しましたが、12月1日からだそうでございますので、今、ちょっと溝渕委員から御指摘がございました。

それで、運行経路を町民の利便性になかった、十分、見直しをお願いしたいと、こういうふうに言ったら、町長さんの方も、徹底的にこれはやらなければいけないというようなことで、恐らく私も期待しておるのでございますけれども、そういうふうなことで、この町営バス、ある程度、合併した場合は高松市さんにも御負担になるかと思うんでございますけれども、そういうようなことを十分考慮して、香川町内の町営バスについては、これからも利便性を保ちながら、これを有効に運行していただくということを、この席で御要望いたしておきたいと、このように思います。よろしく願いをいたしたいと申します。

議長（増田会長） 承りました。私どもにも、いろいろ過疎地がありまして、バスを運行しておったんだけど、結局、余り乗ってくれんで、今、タクシーにしてね、乗り合いタクシーで、また試験運行したりしておりますんで、まあ、いろいろなことを考えながら、やっぱりやっていかないかと思っておりますけども。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

鎌田委員 初瀬委員さん御本人がおっしゃってるんですから、空気運んで赤字やと、財政負担かけるて、どれくらいの赤字ですか。

初瀬委員 運行費をバス会社に600万円払っとると申します。年間ですよ。年に1台です。小型で運転手さんつきでチャーターをいたしておると申しますけども、その点、きょう企画課長さんお見えだったら、どれくらいの収益があがっておるか、そこらちょっと。

議長（増田会長） それじゃちょっとお答えお願いできますか。

岡本都市開発部会委員 失礼いたします。香川町の企画課の岡本でございます。

町営バスの方の収益関係でございますが、ちょっと今、手元に具体的な資料がないので

概算でございますが、町営バスにつきましては、今、町の方から委託料で支払いをしております。その委託料につきましては680万余の委託料金で運行をさせていただいております。

バスにつきましては、先ほど初瀬委員の方からも言いましたように、1台で1日5便の運行でいたしております。

収入の方でございますが、運賃収入が大人が200円、それから子供につきましては100円ということで、1回乗ればおりのまでは、もう同一料金、単一料金ということで運営をいたしております。運賃収入が全体、その経費分に対しまして約30%の収入でございます。

それから、あと、県の方からバスの運行補助をいただいておりますけれども、こちらの方が約10%強だったと思っておりますが、の補助をいただいております。

したがって、町の方の経費ということになりますと、町の方の一般財源の持ち出しということになりますと、約6割、60%くらいの状況でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

鎌田委員 つまり、年に680万円だけですか、たった。

岡本都市開発部会委員 そういことです。開設当初のバス停とか定期券の作成代とか、いろいろな諸経費は開設当初はかかっておりますが、現在の運行につきましては、委託料の680万余でございます。

以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第25号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第26号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料35ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第26号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容は中ほどにございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の48ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料48ページでございます。

外部監査制度でございますが、この制度は、平成9年の地方自治法の一部改正に伴いまして、平成11年度から都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、外部の専門的な知識を有する者による監査を行うことで、地方公共団体の監査機能を充実し、公費執行に係る住民の信頼を向上させることにより、適正な行政運営を確保するもので、年度を契約の単位として、毎会計年度、外部監査法人と契約し、年1回以上財務に関する事項について監査を受け、その結果の報告を受けることとしているものでございます。

この制度につきましては、高松市の方の制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号について、御質問等ございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第26号につきましても、次回会議で意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第27号その他の事業（水問題対策）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料36ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第27号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

それでは、先ほどの附属資料の49ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料49ページでございます。

水問題対策でございますが、高松市では水問題対策として資料の49ページから50ページにかけて記載しておりますような各種の制度等を設けております。これにつきまして

は、高松市のみの制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第27号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますたら、協議第27号につきましても、次回会議で意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第28号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、会議資料37ページをごらんください。

協議第28号建設計画（協定項目第25号）についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどにございますように、「建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。」というものでございます。

それでは、附属資料の高松市・香川町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）案をごらんください。

右肩の方に四角の枠を書いてその2と書いておる資料でございます。

まず、表紙の次のページをお開きください。

目次で建設計画の構成について説明いたします。

はじめには、合併の考え方と計画策定の方針を、第1章では、高松市と香川町の概況を、第2章では、まちづくりの基本方針を記載しております。また、第3章は、各論部分で、施策・事業を基本方針に沿って整理し、次のページ、第4章におきましては、公共的施設の統合整備について、第5章では、財政計画について取りまとめしております。

それでは、建設計画の概要につきまして、本日はお手元に附せんをつけております資料、高松市と香川町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）の骨子をお配りしておりますが、それに基づきまして説明させていただきます。附せんをつけております資料でございます。

まず、1の合併の考え方でございますが、1番目としては、生活圏の広域化への対応、2として、少子高齢社会への対応、また3として、自治能力の強化、最後に4として、緊密なつながりを踏まえた対応という四つの視点から整理しております。

次は、2の高松市と香川町の合併によるまちづくりでございます。

まず、2-1、合併による新しいまちづくりの理念でございます。ここでは、両市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと、さらに、合併により自立性の高い自治体を目指し、行財政基盤の強化を図り、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した行政サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げております。

次に、2-2、香川町地域のまちづくりでございますが、ここでは、この建設計画の中心となります香川町地域の役割と機能を整理いたしますとともに、まちづくりの課題と対応の基本方向について取りまとめております。

香川町地域の役割と機能といたしましては、(1)で、質の高い生活文化創造機能、(2)で、暮らしの支援機能、さらに(3)として、身近な学習・交流機能を掲げております。

このような香川町地域の役割と機能を踏まえ、現時点での考え方といたしまして、骨子1ページの一番下の枠囲みでございますように、香川町地域は、豊かな自然や文化、生活支援機能の集積など、すぐれた居住環境を生かし、地域内外との交流を深め、健康的で質の高い生活文化を育てる「うるおいのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン」と位置づけることを提案するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これらの役割と機能、また建設計画案では18ページに記載しておりますが、香川町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を踏まえ、五つのまちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、2ページ左上の基本目標の(1)“連帯”のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康で安心して暮らせるまちの実現でございますが、基本方針として、その下に記載しておりますように、少子・高齢化が進行する中、住民同士や住民と行政との連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、右側の3ページの重点取組み事項をごらんください。

1“連帯”のまちづくりにおきましては、(1)の高齢者・障害者にやさしいまちづく

りを初め、四つの施策の方向を定めるとともに、さわやかセンターの機能の活用を初め、八つの重点取組み事項を掲げております。

次に、左側 2 ページの右上、基本目標の(2)“循環”のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、水と緑豊かな香川町地域のかげがえのない自然環境を保全するとともに、豊かな暮らしを実現するため、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3 ページの 2 “循環”のまちづくりに記載しておりますように、(1)自然環境の保全と共生に基づくまちづくりを初め、四つの施策の方向を定めるとともに、住民参加による里山の保全と活用を初め、12の重点取組み事項を掲げております。

次に、2 ページ左下の基本目標(3)“連携”のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、香り高い文化とうるおい、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、香り高い文化とうるおい、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3 ページの 3 “連携”のまちづくりに記載しておりますように、(1)安全で安心して生活できるまちづくりを初め、四つの施策の方向を定めるとともに、災害につよいまちづくりを初め、19の重点取組み事項を掲げております。

次に、2 ページ右下の基本目標(4)“交流”のまちづくり、位置的特性や空港など豊かな潜在力を生かした活気あふれるまちの実現でございますが、基本方針といたしまして、香川県のほぼ中央に位置するとともに、高松空港や四国横断自動車道への利便性が高いなど、香川町地域の有する豊かな潜在力を生かし、既存の産業の振興と、新たな産業の育成支援を図るほか、交流の活性化を支えるネットワークの充実を図り、活気あふれるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3 ページ、4 “交流”のまちづくりに記載しておりますように、(1)時代の変化に応える産業を育てるまちづくりを初め、四つの施策の方向を定めるとともに、農業生産基盤の整備を初め、11の重点取組み事項を掲げております。

最後に、2 ページ中央の基本目標(5)の“参加”のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現でございますが、この項目につきましては、(1)の“連帯”のまちづ

くりから(4)の“交流”のまちづくりまでを相乗的に発揮させながら推進していくための礎、潤滑油的役割を果たすものでございます。

その基本方針といたしましては、地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツなど、あらゆる面での住民活動を活発化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページ5“参加”のまちづくりに記載しておりますように、(1)の行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくりを初め、三つの施策の方向を定めるとともに、支所機能の整備を初め、四つの重点取組み事項を掲げております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページは、合併後における高松市全体の将来構想でございます。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、(1)道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり、(2)市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり、(3)地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり、(4)多様で幅広い交流を展開する都市づくり、(5)新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり、(6)地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくりの六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページの一番上に枠組みで記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市/グレーター高松の創造 海・街・山と人が融け合う 元気なまち・高松」を地域の共通の目標として掲げることといたしました。その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど四つのエリアに分け、それぞれのエリアの機能整備の方向を示しております。

次の6ページには、エリア別の機能整備、まちづくりのイメージ図をつけております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

次に、財政計画について説明いたします。

建設計画の案の本編ですね、45ページの方をお開きください。本編の45ページ、第

5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運営を図ることを目的として作成される計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の作成方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行えるよう、十分留意して作成することとなっております。

まず、1-1の財政計画の基本的な考え方でございますが、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については合併年度及びこれに続く10年間、つまり平成17年度から27年度までの11カ年について、普通会計ベースで推計しております。

この普通会計とは、自治体ごとにさまざまな特色があり、各会計の区分が異なるため、一定の基準で総体的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございます。一般会計と自治体にほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。なお、水道など公営企業会計等は除かれます。

この計画の作成に当たりましては、健全な財政運営を基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政支援措置等を勘案しております。

このような考え方に基づき、1-2、歳入・歳出の考え方に記載しておりますような考え方をもとに推計いたしましたのが47ページの財政計画でございます。歳入では地方税など8項目、歳出では人件費など7項目について、平成17年度から平成27年度までの期間推計したものでございます。

なお、この財政計画の表におきまして単位の表示が抜けております。金額の単位は100万円でございますので、よろしく願いいたします。

次に、建設計画参考資料として、合併に伴う効果を一覧表にしたA4の1枚物の資料をお配りしておりますので、ごらんください。骨子の次についております資料でございます。

合併に伴う効果でございます。

計画期間中、議員報酬等で約8億7,400万円、香川町の特別職報酬で約4億9,900万円、香川町の農業委員会委員等の各種委員会報酬で約5,100万円、また職員給与につきましては、香川町の退職不補充と現行の高松市の職員1人当たりの住民数を基

本に合併後の職員数の目安を算出し、計画期間中の約10年間で18人の一般行政職員を削減することにより、約17億3,800万円の減を見込み、人件費全体では約31億6,300万円の効果を見込んでおります。

また、物件費はコンピュータの使用料などが不要になることなどを勘案し、香川町の現在の年間の物件費約10億4,000万円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で54億6,000万円の効果を見込み、合計で約86億2,300万円の節減が図れると試算いたしました。

以上が建設計画案の概要でございますが、今後、委員の皆様の御意見や行政制度等の調整結果等を踏まえながら、両市町で再度調整の上、必要な修正を加えまして、改めて提案をしたいと考えております。

以上で協議第28号建設計画についての説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

47ページの財政計画について、平成17年度から27年度まで書かれてありますけれども、その中の地方債のところですが、17年度が58億8,200万円ですか、そして27年度が45億7,100万円、これ地方債の中には合併特例債は含んでおらない、おるんでしょうか、それが1点と、それから、17年度が、18年度から26年度までは大体55億円程度、前後の地方債の予定ですが、17年度が少し多いのと、27年度が減っておるのは、これは建設計画が終わるということで減っておるんでしょうか、そのあたりの予定を。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 それでは、これについては部会の方から説明をいたします。

岸本企画財政部会委員 企画財政部の岸本でございます。よろしく御願いします。

まず、1点目の地方債につきまして、特例債が入っているかということでございますが、算定しております。入れております。

ただ、説明にはなかったわけではございますけれども、香川町との合併においての特例債というのを、今のところ事業費ベースで100億円と見て算定しております。

それから、27年度につきまして減っているのは、どうしてかということでございますが、ここで事業が、一応計画上は終わるということでございますので、減っているということでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

鎌田委員 また、鎌田です。最後の1枚物ですけど、職員減、不補充及び職員数減分、10年間で18人で、これ、けたが一つ間違えてるんじゃないんですか。あの善通寺市でさえ1市で170人減らそうって時代に、合併、新市で10年間で18人しか減らさないんですか。

議長（増田会長） お答えいたします。

事務局長 人件費のことについて事務局の方から説明をいたします。

人件費のとらえ方、いろいろあるわけでございますが、ここでは、高松市の現在の行財政改革計画において位置づけております職員の削減、この計画については平成15年度からもう既に始まっているわけですが、15年度から平成19年度までの5年間で市長部門等において170人の減、消防部門で一部増加をいたしますけれども、それを加味した上で、合併後の住民1人当たりの行政職員の数の割合、職員の中には、全国的に自治体ごとの比較をする場合に、行政職員というとらえ方があります。それについては、例えば病院とか、そういうほかの事業部門ですね、そういう数を入れますと、その地域、自治体ごとによって差がございますので、行政職員というとらえ方をいたしております。その行政職員の数の割合を現在の高松市の行政職員1人当たりの住民が、どの程度かということを経算をして、その指数に合わせますと、この香川町と高松市が合併した場合は自動的にといえますか、その計算をいたしますと18人は削減できるであろうということで、ここでとらえておるわけでございます。

したがって、これ以外の職員の削減については、当然、自治体において行財政改革を進めていく中で不要な部門について、どのように対応していくか、あるいは職員の退職の、退職者の不補充というか、補充をしないという形での対応等が当然これにプラスされるわけでございますが、そのプラスされるものについては、現時点で積算ができないという状況でございますので、ここでは最小限この範囲はやりましょうということで積算しているものでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかに。

どうぞ。

初瀬委員 ちょっとお尋ねいたしますけれども、この財政計画の、平成17年度から平成27年度まで出していただいておりますけれども、これに関連して、私、高松市さんのインターネットのホームページで、高松市さんの中期財政見通し、これが平成16年度から平成20年度まで出とるわけでございますけれども、これとの、高松市さん単独のホームページに載せられておる、この平成16年度から平成20年度までの財政見通しと、この今、ここへ財政計画を出されておられる平成17年度から平成27年度には関連があるのかどうか、そこらをちょっとお尋ねいたしたいと思います。関連性があるのかどうか。

議長（増田会長） お答えいたします。どうぞ。

岸本企画財政部会委員 先般、10月12日でございますけれども、高松市としましては財政運営指針と、こういうものを出しました。

まず、この財政運営指針というのが一体どういうものかということでございますが、翌年度の予算編成、17年度でございますね、17年度の予算編成に先立って中期的に見た場合、高松の財政がどうなってるかというようなことを明らかにしておこうというような位置づけがございます。

この中では、収支見通しというものも当然出しておるわけでございますけれども、非常に三位一体改革とか、地方税の動向とか難しい中で、無理やり出してるという面はございます。

その歳入面は、そういうことでございますが、歳出面につきましては、各課の方が、今現在、計画している事業というのはどういうものがあるかと、それをとりあえず出してください、ということで出していただいて、それで収支をつくったと。その収支をつくると、財源不足が17年度は40億円、18年度が70億円、それから19、20と100億円近いと。今までの、今のようなこういう状態を続けていけば、こういう状況になりますというのが、この財政収支見通しでございまして、その中にいろいろ行財政改革計画に基づいて10項目ほど、いろんなことをやっていかないと、こういうようなことを申しております。

そういう財政、そういう指針に基づいて、今後、そういう財政破綻なりを来さないように締めていかないと、そういうような意味合いが、この財政運営指針にはございます。その財政運営指針を出すと同時に、17年度は、こういうふうに予算を組んでくださいと

というのが、この高松が出したもとといいますが、考え方でございます。

それと、ここにあります財政計画でございますが、この財政計画も、いわば、その収支を出してるという意味では、ほぼ同じでございます。財政収支、財政計画、こちらの合併の方につきましては、普通会計で推計しているというのが一番最初にございましたが、高松と香川町さん、共通の事務というようなところを取り出して、今後10年間で合併した場合に収支がどうなるだろうという粗い計算をしたというのが、この財政計画だろうと思っております。

この中では、財源不足というのを出すわけにもまいりませんので、どういう調整をしているかということになりますと、普通建設事業を削っていくと、それと先ほどありました合併による効果、この部分を各年度で見ると。その結果、ごらんのような収支になったと。一応そういうことでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 それじゃ余り、これは関連性はないわけでございますね、そういうことですね。

岸本企画財政部会委員 全く関係ないかといえば、関係ないことはないです。

初瀬委員 それがですね、ちょっと例を申し上げましたら、私、これで高松市さんの今おっしゃった12日に策定したホームページで見ますと、投資的経費が47億1,100万円になっとるわけです、平成17年度。そしたら、財政計画で129億100万円になっておるわけです。差し引き81億9,000万円、この投資的経費が違うわけですね。合併、香川町と高松が合併した場合と、高松単独で行く場合の投資的経費、そしたら、香川町にこれ81億9,000万円投入していただけるのかなあと、まことに結構なことやと。

平成18年を見ますと、高松市さんの投資的経費は53億7,900万円、財政計画でこれを見ますと102億円ちょうど、そしたら、これも差額が48億2,100万円あるわけでございます。ここを見ますと、ちょっと、この高松市さんの財政見通しと、この財政計画が隔離し過ぎとんじゃないかなあというような印象を持ったものでお尋ねしておるわけです。

議長（増田会長） お答えします。どうぞ。

岸本企画財政部会委員 ちょっと説明が不足しておりました。私どもの方の財政収支見

通しというのは、一般財源ベースで見えております。一般財源ベースというのは、いろいろ財源がありますけれども、市債とか国庫補助とかいろいろあります。だけれども、市が出す一般財源、そのベースで推計してるということをちょっと言い忘れておりました。よろしくをお願いします。

初瀬委員 そしたら、これは一般財源と特別会計も入っておるわけですか。財政計画の方は。

岸本企画財政部会委員 はい。一般会計へ入る、出入りするという意味での特別会計が入っていると、繰出金なりという意味では入っております。ただ、一般会計全体を見るかというたら、見ておりません。

議長（増田会長） それよりは、だから、この合併の財政計画は国庫補助とか起債とか県補助、こういうのが入るとということやろ。

岸本企画財政部会委員 はい、そうです。

議長（増田会長） 市の方は全くそういうのは入とらん。自主財源の一般財源だけで計算しとると、そういう意味の違いやな。

岸本企画財政部会委員 はい、そうです。

初瀬委員 まあそやから、あんまり関係ないということですね。

議長（増田会長） いや、だから関係あるんです。あるんだけども、財源を全部入れとんのがこっちの方、こっちはもう自主財源だけしか入れてないというもんです、市の方は。

初瀬委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） それじゃ、これも随分広範にわたっておりますんで、十分に、お帰りいただいて、持ち帰って吟味いただくということで、協議第28号につきましても、次回、第12回会議で改めて質疑、協議等を行うということにしたいと思います。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

議長（増田会長） 次に、その他の（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の後に付けております1枚物の資料でございますが、別紙ということで合併協定項目の協議状況という1枚物の資料がございます。これをごらんいただきたいと存じます。一番後ろについてると思います。別紙でございます。

これは高松市が近隣町と設置している六つの合併協議会の合併協定項目ごとの協議状況でございます。

第9回会議から参考ということで資料を提供いたしておりますが、本日は10月26日現在の協議の状況を整理して提出したものでございます。なお、内容の説明については省略させていただきます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（2）の高松市・香川町合併協議会会議開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の一番最後のページでございます。38ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料38ページでございます。

（2）の会議開催予定でございます。

次回の第12回会議でございますが、資料には11月下旬となっておりますが、日程調整を行いました結果、次回会議につきましては、11月25日の木曜日、11月25日木曜日午後2時30分から、今回、香川町の順番になりますので、いつもと同じ香川町の農村環境改善センターで開催をすることになりましたので、よろしくお願いいたします。11月25日の午後2時半、香川町の農村環境改善センターでございます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということで事務局からの説明でございました。

時間も大分経過しておりますが、この際、何か特に御発言がございましたら承りますが。

はい、どうぞ。

初瀬委員 申しわけございませんけれども、先ほど税のところ、ちょっとお尋ねしそのうて、先に行かれたものですから、この2ページのところのイの目的税の中の都市計画税のことでございますけれども、私、県内の市町で、これを課税しているところがあると、このように承ったんですが、高松市さんも財政が緊迫しておられると新聞等で拝見しておりますので、この都市計画税について、どのようなお考えでいらっしゃるか、この際、お尋ねいたしときたいと思います。

議長（増田会長） これはもう私の方で、市長としてお答えしますが、その点については、今のところは全く考えていないというか、基本的に固定資産税の二重課税というような問題もありますんで、事業所税についても、今そういう議論が随分出ておりまして、事業所税もいずれ私はそういう点で、なくなる可能性が非常に強いんでないかなと思っておりますが、ただ、我々も代替財源なしで、いきなり事業所税を廃止は反対ということで、今、言っておりますけれども、基本的には、やっぱり固定資産税の二重課税的な意味も確かにありますんでね。高度経済成長時代の政策的な意味もありましたんで、都市計画税も事業所税も。いずれ見直されると思いますが、そういう意味で都市計画税を新たに課すということは、今のところ全く考えておりませんし、多分、もうそういう状況はないと思います。

初瀬委員 それと、もう一点だけ。えらい時間が長くなって申しわけございませんですが、けれども、非常に、これ香川町については大事なことかと思っておりますので、ちょっとお願いなり、お尋ねいたしたいと思えます。

実は、10月13日付の読売新聞香川版で、皆さん見られたかと思えますけれども、高松市の来年度の予算編成方針が示されておりまして、現在のペースで歳出を続けると、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、来年度は47億円の財政不足に陥ると、それで近い将来、財政破綻を来すとの記事を、私、見たわけでございます。

これらを見まして、私、インターネットで、先ほども申し上げましたが、高松市さんのホームページを拝見しまして、市長さんの部課長会議でのあいさつと、また基金と市債残高の推移と状況を拝見させていただいたわけでございます。

市長さんは、これ引用させていただいて非常に失礼かと思うんですけども、途中で「私の考えを申し上げますが、本市の財政状況は、まさしく今回の災害に匹敵する極めて危険な状況にあります。」。それにまた、途中で次に「本市の財政は、実質的に破綻を来している、と言っても過言ではありません。」と、このように率直に訴えられておるわけでございます。

そこで、私は、高松と香川町の基金と起債を近年度で、ちょっと比較してみたわけでございますけれども、財政調整基金におきましては、高松市が15年度末で69億3,111万8,000円、16年度の見込みで14億9,596万4,000円、香川町が15年度末で7億4,052万5,000円、16年度見込みは財政担当者に聞きましたところ、50億円強というような見込み額の提示がございました。

そこで、1人当たり、この財調の金額を出してみますと、高松の人口33万で計算させていただきますと、15年度で2万1,003円、16年度で4,533円に、急激に減っているわけでございます。

香川町2万4,000人といたしまして、15年度で3万865円、16年度で2万833円になるわけでございます。

起債残高は、一般会計で16年度末が高松市が1,146億7,669万2,000円、1人当たり34万7,505円でございます。

香川町が44億1,710万円、1人当たり18万4,046円、以上のような財政状況になっておるわけございまして、この中で、果たして香川町地区に対して、合併特例債の活用や予算の執行をどの程度投入してもらえるものか、また住民サービスが維持できるかどうか。香川町の住民として、はなはだ不安と懸念を感じておる次第でございますけれども、このようなことを、合併を前提といたしまして、私これやから合併したらいきませんと言ひよんでは決してないわけございまして、このようなことを、合併を前提してどのように対処し、また担保されるか、そこらをちょっとこの際、承っておきたいと、このように思うわけなんです。

議長（増田会長） それじゃまあ、私の方で、高松市長としてお答えしますが、先ほど高松市の財政のことをおっしゃられました、全くそのとおりございまして、私どもの財政は危機的状況でございます。

そのために、今、徹底した行財政改革を行って、そういうことの、破綻を来すことのないようにということで、この間、職員に対しても檄を飛ばしたということでございまして、そういうことで、これまでもずっと毎年、次回は、来年は100億円ぐらい不足する、100億円ぐらい不足するというのが、ずっと自転車操業というといけません、そういう危機意識を持たすことによって経費節減等を行って、これまでも来ておるわけございまして、それが、さらに今後は厳しくなるだろうと。

特に交付税三位一体改革の行方が全くわかりませんので、ことしと同じような交付税制度が削減されれば、この間、県も、新聞にも出とったと思いますが、都道府県でも10県ぐらいは、もういきなり財政再建団体になると、12%も交付税をことしのように減らされればね。ということになれば、もう全国の市町村全部総赤字ということになると思いますが、そのような今は、私は地方団体にとって、高松市だけじゃないです、非常な財政危機に全団体があると思っております。

ですから、徹底した行財政改革を行う以外ないと。その一つが、私は、この市町村合併でもあると思っておりますし、私どもは、もう既に聖域と言われておりました人件費にも来年度は手をつけていくということをはっきり言っておりますし、非常事態であることについても、全く、もうそのとおりであると思っておりますので、こういう意味では、ぜひ皆さんも共通認識を持っていただきたいなと思っております。

一部ね、それは豊田市とか何か、不交付税団体で全く景気関係ないとかいうのもありますが、それ以外の交付税をいただいております団体ほとんどの、九十何%の団体は、本当にこれから危機的な状況にあると、私はそう認識しております。

それから、中の細かい話につきましては、また十分に財政……

初瀬委員 まあ時間も遅いですから、こちらで。

議長（増田会長） そうですね、まあ今後十分に。

初瀬委員 それと、えらい失礼しました。先ほど香川町の事務局から、私、16年度の見込みの財調を50億円と言ったらしい、私5億円と言ったつもりですが、5億円強、申しわけございません、5億円強でございますので、御訂正させていただきます。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。きょうも論議をしておりました……

議長（増田会長） ちょっと待ってください、こっちも何か訂正があるみたいなんで。

横田企画財政部会長 先ほどの初瀬委員さんの御発言の中で、平成15年度末の財政調整基金等の現在高でございますが、14億円とおっしゃったんですが、1けた、けたを間違うとんでないかと思われまので、財政調整基金等4基金につきましては、149億円でございます。15年度末ですね。

議長（増田会長） 財調以外の基金も全部含めてやな。

横田企画財政部会長 財政調整基金が69億円、減債基金が41億円、生活環境基金が2億4,000万円、それと建設事業基金が38億5,800万円で、以上4基金を合計いたしまして、平成15年度末の基金の残高は149億2,379万3,000円でございます。

議長（増田会長） まあこれね、いろいろありますから。

初瀬委員 インターネットあれして、また資料を……

横田企画財政部会長 また細かい数字につきましては……

初瀬委員 これに基づいて……、時間もございませんのに、えらい……

議長（増田会長） 数値以外に出ておる含み資産とか、含み負債とかいうのもいっぱいありますので、そこらも十分に、中で、十分に議論いただきたいと思います。

それでは、大塚委員さん。

大塚委員 きょうも論議をされたところの地方税の取扱い、あるいは国保会計の国保料・国保税の問題、そういったことにも関連するわけなんですけれども、あとの建設計画にも関連するわけなんですけども、今、現在の評価方式に香川町と高松にずれがあると思います。

国保税を例にとりますと、香川町の場合と高松市という、その資産割の課税率が大幅に違ってるわけですね。

さらに、高松市の傾斜してる路線価の算定方式で、香川町との境い目、北端に接する境い目の評価と、香川町は香川町の中心部というか、評点から北になると一番高いところになってます。そうすると、高松と香川町との、その境い目では逆転現象があって、香川町の方が評価が高くなってます。

そういった矛盾も含めて、これは評価替が適正にきちっとされないと、香川町、特に農家の比率も高うございまして、農家の場合、農舎とか住宅用地も広く取らざるを得ない状況ですから広がってます。そうすると、さらにその固定資産、資産割の比率が高い国保に関しては、べらぼうに高くなると。所得がなくても高い国保料を納めなければならない結果になります。これでは、収納率も問題が起きてくるかということも想定されますんで、この評価の基準を、高松と香川町一緒になった場合には、そういった矛盾の起らないような適正な評価替が、十分に手だてがされるように、その他としてお願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） その点については、もう十分調整の段階で協議していく必要があると認識いたしております。

それでは、もう相当時間も経過いたしましたので、このあたりで本日の会議を閉じさせていただきます。長時間にわたりまして御審議を賜りまことにありがとうございました。

これもちまして、高松市・香川町合併協議会第11回会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 0時29分 閉会

会議録署名委員

委員 御厩武史

委員 鏑田郁雄